



重要文化的景観

「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」

高島市教育委員会事務局文化財課

主任 山本晃子

はじめに

平成20年3月28日に国的重要文化的景観の選定を受けた「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」は、琵琶湖の西北端沿岸で、そこに住む人々の暮らしと琵琶湖が作り上げた美しい風景です。この地域には、有名な桜並木、宿場町・港町の面影が残る町並み、湖岸に続く江戸時代に造られた波除けの石積み、昭和中期までは漁場としても船溜まりとしても活

用されてきた内湖の跡、そして伝統的な手法での漁が続けられる河川など、この地域独特の自然・産業・生活習慣によって作り上げられた風景が、古くからの美しい姿のまま数多く残されています。こういった風景は、実際にこの地域に住んでいる人々にとっては、日常的でごく自然なものであり、ことさらに珍しいものとは言えないかもしれません。しかし、その風景が、実は全国的に見ても大変に



写真1 海津・西浜の石積み

価値があり、多くの人が素晴らしいと感じるものであるということ、そして、こういった風景は現代に生活する私たちが意識をして守り伝えていかなくてはならないものであるということを、今回の選定は地元住民を含む多くの人々に気づかせてくれることになりました。

重要文化的景観とは

重要文化的景観というのは、まだまだ聞き慣れない難しい言葉です。これは、平成17年の文化財保護法の改正によって誕生した新しい文化財の種類の一つで、これまでの美術工芸、建造物、伝統芸能といった有形・無形の個々の文化財とは違い、その地域に残された文化的な風景全体を文化財として守り伝えていこうという趣旨のものです。法では対象となる文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義付けており、これは、そこに住む人々が日々の暮らしの中で、その土地独自の気候や土地の状態の中で作り上げてきた風景全体を指すものと考えられています。

近年の日本では、ごく身近にあったふるさとの風景がいつの間にか失われてしまったり、そこに住む人たちも気づかないうちに姿を変えたりすることが各地で起こっています。新しい文化財保護法では、こうした文化的景観の価値を評価し、地域で護り、次世代へ受け継ぐことを制度化しており、その結果、文化的景観に対する理解の促進、魅力ある地域づくりの推進、地域コミュニティーの活性化などが期待されています。

海津・西浜・知内の特性

今回、滋賀県で2つめの重要文化的景観に選定された「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」は、高島市マキノ町海津・西浜・知内の湖岸一帯および知内川と琵琶湖を含む約1,842ヘクタールです。特性として、自然的

には、豪雪地域であるとともに奥琵琶湖の幅の広い部分に接するということから、季節風による風や波の影響を強く受け、このことが家屋に風除けとなる板戸を用い、湖岸には石積みが築かれるなどの独特の生活景観を形成していることがあげられます。また、湖辺や内湖（沼）では、全国的に珍しい植物や湿地性の稀少植物を見ることができます。さらに、知内川は県内有数のアユおよびビワマスの遡上河川で、これらの魚を漁獲するためヤナ漁をはじめとする独特的な漁法が発達していることも注目されます。

歴史的には、日本海から琵琶湖を経て京都・大阪に向かう湖上・陸上交通の結節点として古くから多くの人や荷物が行き交い、特に江戸時代の海津地域は西近江路（北国海道）の宿場・港町として繁栄した地域であることが知られています。一方で西浜・知内地域はアユ漁を中心とした漁業の拠点としても発展し、それに伴って伝統的魚法や水産物の加工業が発達しました。また、近代には石灰の製造地・積み出し港、そして蒸気船が発着する港町としても発展しました。

民俗的・社会的にも、こうした歴史的特性は大いに影響するものがあり、現在もこの地域には、宿場町・港町・漁村として繁栄したころの賑わいを伝える華やかな春祭り（天神社の力士祭り）が続けられるほか、多数の寺院やお堂、それにかかる古くからの民俗行事などが現在にまで伝えられています。

景観を構成するもの

今回の選定地域内では、景観を構成する重要な要素として、湖岸に続く石積みのほか、2棟の漁業倉庫と5軒の町家が指定されました。景観の中には、その風景を形作っている数々の要素がありますが、今回の制度では、その中でも特に重要なものを定め、それらを無くしたり変更したりする場合には、文化庁長官に届け出をすることになっています。

「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」で

は、重要な要素としてまず挙げられるのが、海津・西浜の湖岸に約1.2キロメートルにわたって続く高さ2.5メートル前後の石積みです。この石積みは、西浜に残る記録によると、元禄15年（1702）にたびたび大波があり、家屋や街道が被害をうけたことをきっかけに、当時の代官西与市左衛門の尽力によって築造されたものと伝えられています。また、海津に残る別の記録によると、海津の石積みは天和2年（1682）にはすでに築かれていたとされ、これらから海津・西浜に続く石積みは江戸時代中期には、ほぼ現在の景観を形作っていたものと考えられます。しかし、加工技術は古い時代のものと新しいものが混在していたり、同一面の石材の材質にバラツキがあったり、また、石の積み方も布積みの中に落とし積みや乱積みが混在することなどから、この石積みは波除けという性格上たびたび改修

されてきたものと考えられます。また、石材は母岩から割りとった比較的大型の石を部分的に成形して使われており、種類は大部分が花崗岩、一部に流紋岩系、石灰岩などが含まれることが分かっています。

他の重要景観構成要素はいずれも建造物です。海津漁港と知内漁港の近くにそれぞれ建つ旧漁業組合の倉庫は、成立年代は新しいものの、地元の漁師たちによって使用・管理されてきたもので、需用に併せてたびたび改修・改築が行われています。このことがこの地域の景観の特性を物語る重要な要素となつた理由であることは間違ひありません。海津漁港近くの海津漁業協同組合旧倉庫は、もとは農協の米蔵として建てられたもので、昭和初期以降、海津港で水揚げされた主に鮎の出荷までの貯蓄倉庫として活用されました。内部には冷蔵・冷凍設備の跡が残されています。



写真2 海津の町並み景観



写真3 海津漁業協働組合旧倉庫

す。また、知内漁港近くに建つ知内川漁業者組合旧倉庫は、昭和初期に近くの神社の境内にあったマスの養殖場の建物の資材を使って移築したもので、現在は不要になった漁具置場等として活用されています。いずれも、あまり古い建物ではなく、建築上特殊な技法が用いられていることもありませんが、今回選定された景観の中で大変重要でかつシンボル的な建物であると考えられます。

そのほか、重要景観構成要素に定められる5軒は、いずれも江戸時代末期の建築で、街道沿いの宿屋・商店として建てられた木造の町家建築です。



写真4 知内川のヤナ漁

その他の構成要素

「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」を形成する要素には、他にもいろいろな水辺の景観が挙げられます。明治38年（1905）に完成した太湖汽船桟橋の橋脚跡、石積みの上に

あり昔は船の往来の目印ともなったケヤキの大木、琵琶湖での洗いものの際に使われた橋板と呼ばれる小さな木の板、ヅシと呼ばれる家々の間にある大通りと琵琶湖を結ぶ細い路地、「イケ仲間」と呼ばれる共同コミュニティーによって利用される共同井戸（湧水）、かつては集落の山側に大きく広がっていた西内沼、奥田沼などの内湖の跡、伝統的な漁法であるエリやヤナ、高木浜から知内浜に続く白い砂浜と松並木、こうしたものが一体となって形成されたのが「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」であると言えます。



写真5 海津の涌水 (イケ)

おわりに

このように、その地域に住む人々によって造りあげられ、これからもその範囲内で人々の生活が続けられる文化的景観は、これまでの文化財のように、形を変えずに守っていくのではなく、地域の誇りとして、それぞれの地域の社会環境の変化に応じて保存していくという動態保存が目指されています。高島市では、選定された文化的景観を、後世にどのような形で守り伝え、活かしていくのかということを地域のみなさんとともに考えるとともに、保存活用について積極的な支援をしていきたいと考えています。

滋賀文化財教室シリーズ No.232号

発行年月日 2009年3月10日
編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1732-2
TEL(077)548-9780 FAX(077)543-1525